

# とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所  
電話 (02585) 2-2151

とちお第一四七号昭和四十四年三月十日発行  
毎月十日一回発行(定価一部四円)  
昭和三十三年二月二十日第三種郵便物認可

## お知らせ

市農業委員会では、毎年八月一日現在で、市内の農家の転出、廃農調査を行なっています。その結果は別表のとおりです。

### 去年は71戸が減少 農家の転出めだつ

これにより、昭和四十二年八月から四十三年七月までの一年間に、転出したり廃農した農家は七十一戸でした。このうち、五十九戸が市外に転出しており、転業して市内に残っているのは、わずか二戸です。

転出、廃農した農家を部落別にみますと、半蔵金の一三戸、一之貝一戸、栗山沢四戸など、市街地に容易に通動できないへき地に多いことがわかります。

#### ①43年転出・廃農農家数

地区名	戸数	部落名	戸数
栃尾地区	2	野畑	1
東谷	2	菅泉	1
入東谷	11	伝谷	3
		山原	4
下塩谷	2	布所	1
		谷上	1
上塩谷	3	葵	1
		森田	2
西谷	5	中之	1
		一之	2
荷頃	20	貝川	11
		北本	1
		軽井	2
		比野	3
中野俣	10	西野	4
		新繁	3
半蔵金	13	半蔵	3
廃農	3	—	3
計	71	—	71

#### ②年次別転出・廃農農家数

年	戸数
昭和37年	9
昭和38年	29
昭和39年	29
昭和40年	30
昭和41年	21
昭和42年	47
昭和43年	71
計	236

当り平均田が約二十万円、畑が約十万円となっており、一般農家の売却価格より田、畑とも約十万円の差がみられます。

また、昭和三十七年から四十三年までの七十年間に、二、三六戸が転出したたり廃農しています。これは

現在の市内全農家数(十アール以上の耕地を有するもの)三、八四四戸の約六パーセントにあたります。

このように農家数の減少が、この一、二年急激に増加しているのが注目されます。

#### 国保運営協議会 新委員さま

市の国保運営協議会委員の任期(二年)満了にともない、さる一月一日づけで、新しい委員が次のとおり市長から委嘱されました。

このかたがたは、保険料や保険要事項を審議するものです。

- 被保険者代表**
- 市保健衛生課(泉) 羽賀 光士(大町)
  - 保科 博義(木山沢)
- 国民健康保険医代表**
- 白井 俊雄(白井医院)
  - 坂井 忍(坂井歯科医院)
  - 松沢 貫二(栃尾郷病院)
  - 公益代表 棚村 守男(市議会議員)
  - 斎藤 勇吉(市議会議員)
  - 竹淵 衛(市議会議員)

#### 新婚学級を開設 該当者に通知します

市保健衛生課では、結婚してから三か月以内の人を対象に、新婚学級を開設することになりました。

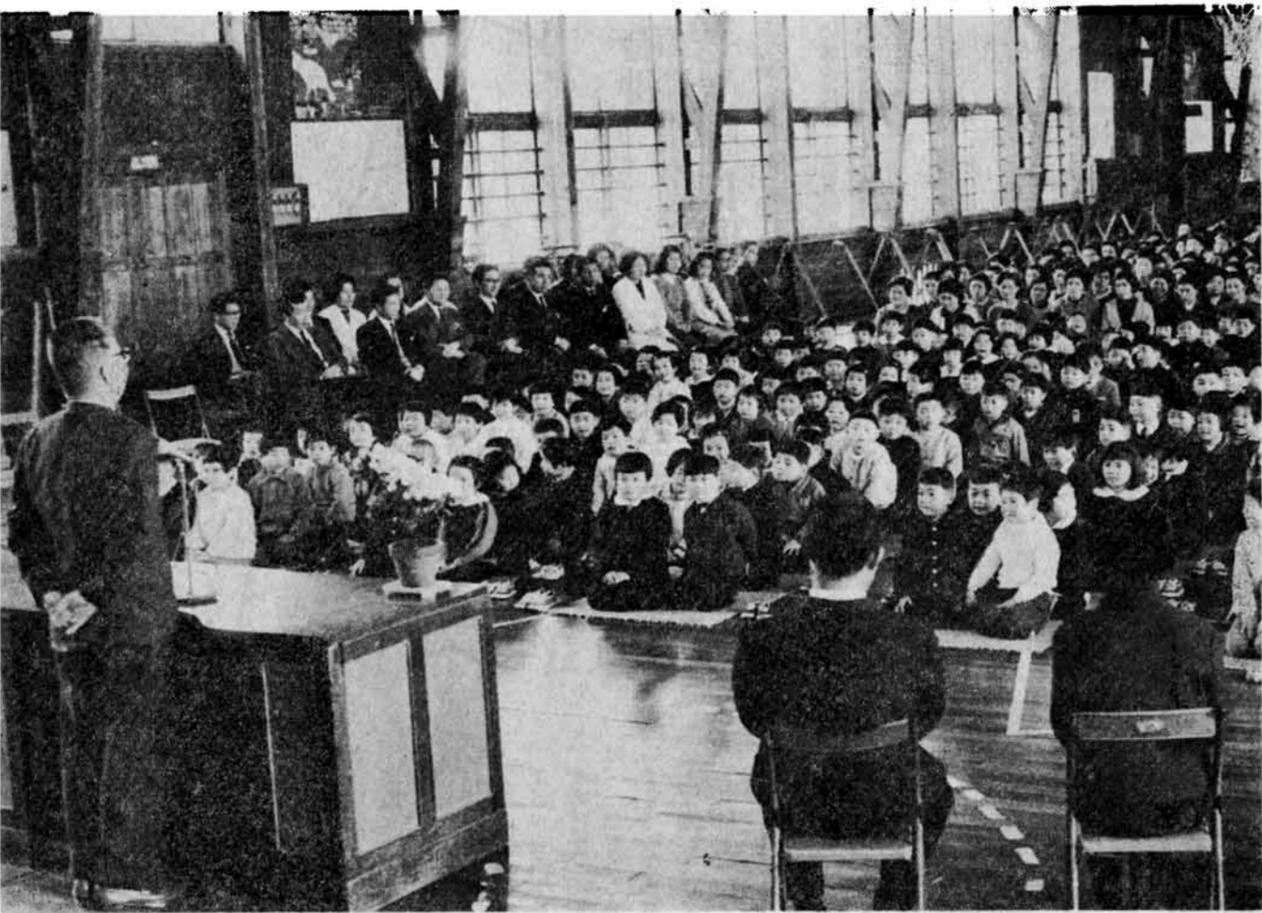
市内には未熟児の出生や、乳児の死亡率が他市に比較して高く、また妊婦の半数近くが、胎児に血液をとられて、いわゆる貧血症状を訴えている現状です。そこで、母親の健康を守り、じょうぶな子どもを生んでいただき、明るい家庭をつくらせていただくというものです。対象者はぜひご出席ください。

対象者には、後日通知します。

内容結婚と遺伝、性病、家族計画講師郷病院婦人科医、栃尾保健所長ほか。対象結婚三か月以内の人

**電話料金の領収書がレシートに変わります**

栃尾電報電話局では、つり銭のまちがいをなくするため、三月からレジスターを採用することになりました。これからは、領収書をレシートでお渡ししますからご了承ください。(栃尾電報電話局)



### もうすぐ一年生

市内で、ことし新しく小学校に入学する児童は、男268人、女240人、計508人です。

新入学児童のいるご家庭では何かと心づかいをされていると思います。最近の子どもは大半が保育園や幼稚園を終っているもので、以前の子どもとちがつて、はきはきしていますので、それほど心配はなさそうですが、最低のことは身につけさせておきたいものです。

- ①自分の名前が言える、書ける、読める。
- ②ハイ、イエエの意思表示ができる。
- ③ハンカチ、チリ紙の使い方と管理ができる。
- ④衣服の脱ぎ着ができ、用便がたせることなど。

とかく勉強に神経質になりがちですが、まず身の回りの始末ができることがたいせつです。

【写真は 3月5日栃尾小学校の「一日入学」】

# 44,3

No.147

(1月末現在)

世帯数	7,671
男女計	17,258
男女計	18,614
男女計	35,872

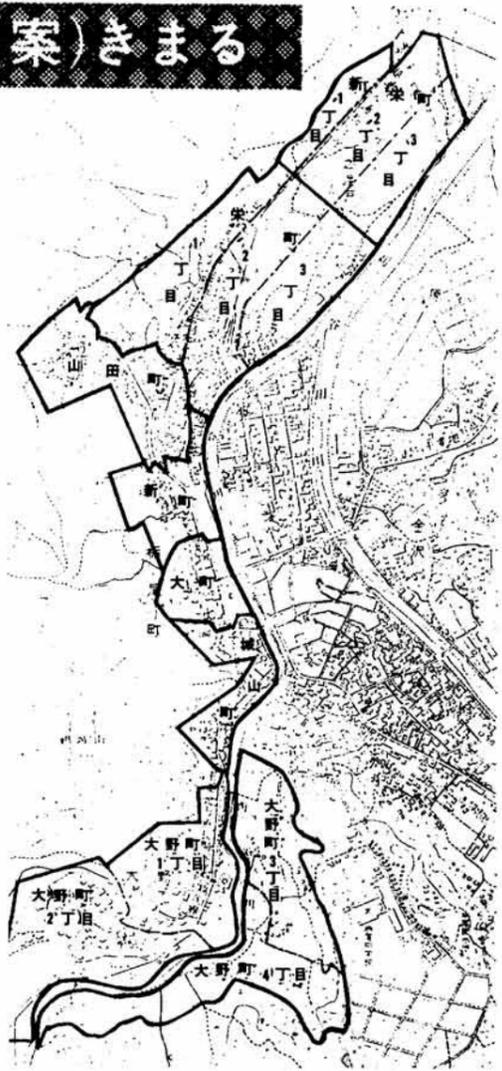
### 今月の市税

▷国民健康保険税  
▷軽自動車税(随時徴収)

納期 3月31日

### 行政相談日

▽とき三月二十四日  
午前十時から  
午後三時まで  
▽ところ市役所市民相談室  
なんでも気軽に相談ください



### 岩神・三光を合併 新町名は城山町

一 六月から実施予定

## 川西地区 住居表示(案)きまる

市では、新しい住居表示を実施するため、昨年一月住居表示審議会(会長 稲田貞治郎)を設けて

審議を行なってきましたが、審議会ではさる二月十四日第一次実施地区である旧栃尾町川西地区の住居表示案を市長に答申しました。市では、この答申に基づいて、川西地区の住居表示案を決定し、さる二月十五日づけで告示しました。三十日以内に異議の申し出が

ない場合には、三月定例市議会にかけ、六月一日から実施する予定です。

◇ ◇

今回住居表示を実施する地区は第一次実施地区である旧栃尾町の川西地区で、一之渡戸、山田、新町、大町、三光、岩神、大野、楡原の一部を含め八町内です。審議会では、この実施にあたり、関係地区民との話し合いを行ない、慎重に審議を重ね、このほど答申し

たものです。これにより、これまで通称として用いられていた町名を正式の町名として用います。ただし

私たちは、住所を表示する場合「栃尾市大字栃尾町甲〇〇番地」というように地番で表わしますが旧栃尾町地区には「甲〇〇番地」という、いわゆる甲番地は、一之渡戸、山田、新町、大町、三光、岩神、下谷内、上谷内、土々町、金町と十町内におよんでおり、また、丁番地も九町内で使われています。このほか乙番地、丙番地、戊番地、己番地などがありますがこれらも同じように数町内にわたっている現状です。

### 住居表示は地番制は不便

### 一戸一戸を番号で表示

しかも、土地の番地は家並みの順になつていくわけではありませんが、したがって地番で住所を表示することはたいへん不便なわけですから、これは本市に限らず、全国的にいえることなのです。そこで住所の表示方法として、地番によらない別な方法にしようというので、昭和三十七年に「住居表示に関する法律」が制定さ

新しい住居表示は、町名、街区番号、住居番号の三つによって表示します。  
町名 街区番号  
住居番号  
例 栃尾市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

読みにくいものや行政指導上町区画が小さいものなどは合併して新しい町名を用いることとしております。

### 変る本籍地と 現住所の表示

住居表示が実施されると、本籍地に住所がある場合でも現住所と本籍地の表示方法が違ってきます。たとえば、「栃尾市大字栃尾町甲三六〇番地」(これは大町の番地です)に本籍と現住所がある人の場合次のように変わってきます。

本籍 栃尾市大町甲三六〇番地  
町名 街区番号  
住居番号  
現住所 栃尾市大町〇番〇号  
町名 街区番号  
住居番号

このように本籍は、新しい町名と、これまでの地番で表わしますが、現住所は住居表示による町名街区番号、住居番号によります。

れ、すでに各地で実施されているものです。

新しい住居表示は、町名をわかりやすくつけ、一定の基準に従って一戸一戸に番号をつけます。そして玄関口に番号札を打って、どなたが見てもひと目でわかるようにしようという方法です。

## 交通共済

### 一九人で一三六万円 見舞金 家族そろって加入しよう

昨年九月発足した新潟県交通災害共済組合は、現在会員数が四〇万人に達しました。

市内では、八、七〇〇人余りで全市民の二四パーセントの加入が加入しています。これまでに、栃尾市の全員が受けられた見舞金は死亡されたかた二名を含め一九人で、百三十六万円です。少ない掛金でたくさんのお見舞金がいただくと感謝されています。

今年末日で共済期間が切れますので、断続して加入するには、手続きが必要で、継続して加入するかたは、現在加入されているかたは、継続して加入するようにしましょう。近く区長さんを通じて、会員登録をお届けしますので、会費を添えて継続の手続きをしてください。

新しく加入されるかたは、ことし新しく加入されるかたは、各戸に配分するチラシの下の方に生以下の児童と幼児によってしめられています。かわいい子どもを、交通事故から守るために、次のようなことを

来月から、いよいよ新入学(園)児童の通学が始まりますが、四月一日から二十日まで「新入学児童新入園児の交通事故防止強調期間」として、県下いっせいに事故防止運動が実施されます。

### 新入学(園)児の交通安全

昨年の県内における幼児、児童の交通事故は、一、二六二件で、このうち一、二九七人が傷つき、三四人のかわいい生命が失われております。子どもの交通事故は毎年ふえるばかりで、そのほとんどが三年

### 口でいうより 実地指導が効果的

心掛けてください。口でやかましくいうよりも、実際に道路に出て、いっしょに横断歩道を渡ってみたり、曲りかどで

学校への行き帰りは、できるだけ上級生をまじえて、グループで行動するよう学校や家庭の指導もたいせつです。

加入申し込み書がありますので、所要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。会費は年三六〇円。大人は一人年三百六十円、中学生以下は三百円、一日一円たらずの安い会費で、最高五十万円の見舞金が受けられます。

いつでも加入できます。年度途中でも加入できます。この場合、会費を納めた日の翌日から会員となり、会費は月割で計算されます。申し込みは、市役所、農協(支所を含む)、銀行、信用金庫で受けつけます。万一の交通事故に備えて、一家そろって加入し、安心して毎日をおくりましょう。

春日山から 栃尾瑞麟寺へ  
謙信公が栃尾に来たのは、天文六年、公が八才のときだという学術者もいます。それを裏づける史料があります。公は弘治二年、二十七才のとき出家しようと考え、恩師の長慶寺住職光育和尚へ手紙を出しました。千四百字もある長い手紙ですが、その中に「自分がまだ子どものとき父親が死にました。それから間もなく私は古志郡に行きましたが、近くの者共は私が子どもだと思って、方々から栃尾へ攻めて来ました。私はこれらの者共をよく打ち破って祖先からの栄誉ある家名を大いにあげました……」というところがあります。父親が亡くなったのは、公が七才の年の十二月二十四日です。それから間もなく栃尾に来たのですから、八才といふ説のあるのも当然でしょう。また、民間伝承としては、門前の幸右エ門という家に子どもの謙信公がよく遊びに行ったというのがあり、民間伝承も大事な史料です。こうしたことから考えると、公はきわめて子どもの時分に栃尾に来たことは確かです。

### 「天と地と」あれ、これ

栃尾市教育委員長 那須正丘

瑞麟寺は天文十八年に焼失し、住職の門察和尚は、天文二十年に今の常安寺を建て、その住職になりました。公にしてみれば、門察を通じて、瑞麟寺とも常安寺とも因縁があるわけです。それで両寺が時々混同されてしまいます。

